

会 議 名	植田正治写真美術館公金横領事件調査特別委員会（第４回）
開 催 日 時	令和８年１０月５日（月） 午前８時５７分
案 件	○調査事項 （１）提出資料の説明 （２）なぜ７年間発見できなかったのか （３）決算資料の改ざんについて ○今後の日程について
出 席 委 員	委員長 乾 裕 副委員長 其山 守美 委 員 堀田 信二 委 員 長谷川 満 委 員 杉本 大介 委 員 杉田 真也 委 員 大床 桂介 委 員 大森 英一 委 員 上田 博文 委 員 永井 欣也 委 員 森下 克彦
欠 席 委 員	—
出席を求めた 説 明 員	岡本健司副町長、橋本康雄教育長、若林成人総務課長、本庄直哉教育次長
事 務 局	書記 木村利郎 書記 澤田名奈子 書記 小村 健
会 議 事 項 及 び 其 の 結 果	別紙のとおり

(午前 8 時 57 分開会)

○委員長（乾裕君） おはようございます。

本日は、第 4 回目の植田正治写真美術館横領事件調査特別委員会でございます。

どうかよろしく願いいたします。報道各社の傍聴のご希望がございましたので撮影等の許可をいたしております。ご了解願いたいと思います。

本日の内容ですけれども、調査の視点として、なぜ 7 年間発見できなかったかについての調査、そして決算資料の改ざんについての調査、また、関係者への聞き取り、今日は説明員として、副町長、それから総務課長、そして教育長、教育次長の 4 人の方に今日は来てもらっています。どうかよろしく願いいたします。

調査内容につきましては、百条委員会についての 2 番と 3 番の質問項目 3 についての中で、前回、聞き逃した点があるだろうかと思いますので、そこら辺を留意して今日はお願いしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

改めまして、調査事項ということで、提出資料の説明を、まず求めたいと思います。

よろしくお願いします。

本庄教育次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 私の方から説明をさせていただきます。

そうしますと順番に説明をさせていただきます。

まず、内部管理関係ということで、1 番、職員の事務分掌ですけれども、今、31 年の 4 月 1 日のものを載せさせていただきました。事務分掌になります。こちらの方を 7 年度までサイドブックを載せておりますので、ご確認いただけたらと思います。次に、上司、所属長の職務権限ということになりますが、財務規則の方を載せさせていただいております。

少し読みますと、3 条ということで、専決規定の方でそれぞれ専決処理させるということで規定がございまして、1 枚めくっていただきますと、教育委員会の方で言いますと、教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長の委任する規定というのが作ってございます。これの 1 枚めくっていただきましたけれども、資料 6 ページになりますけれども、写真美術館長というところございまして、写真技術館の関係の歳入金の調定をすることというのが、美術館の館長専決事項ということになっております。

(3) 番、定期的な現金検査記録についてはございません。

(4) 番、内部監査、会計検査の記録についてもございません。

(5) 番、写真美術館に対する町のチェック記録というのもございません。

(6) 番、(7) 番につきましては、引継書の関係ですけれども、事務引継書の方を、前々館長から前館長の方に引き継いだ、引継書の方をお送りしております。業務の内容について引き継ぎをしていただいております。これともう一つ、サイドブックスの方には、7年度、前館長から現館長への引継書の方もあわせて載せさせていただいておりますのでご確認ください。

その他ですね、業務マニュアルにつきましては、今、通知をいたしますが、特に公式な文書ではございませんけれども、マニュアルの方を美術館の方で作っております、それを載せさせていただいております。日々のもの、あとは月月末のもの、あとはショップの関係のマニュアルと、三つ載せさせていただいておりますのでご確認くださいと思います。

ひとまず以上になります。

○委員長（乾裕君） 今、資料に基づきましてご説明がございました。何かお聞きになりたいことがございましたら、名前を名乗って、質疑をお願いしたいと思います。

永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） お尋ねします。一番最初に説明いただきました事務分担表ですが、各年度ごとにありますが、それぞれ担当者、副担当者が変更になっているところが見られます。一番大きいのは、今回の件に関しましては、入館料等の出納に関することについて、担当者と副担当者が、平成 31 年度と次からの令和 2 年度からにつきましては、担当者が入れ替わっております。これについては、どこか教育委員なりの中で、この変更があったということは認識しておられたのでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 事務分掌につきましては、一旦、館長の方で作成したものを教育委員会に取りまとめをして、報告をすることにしておりますので、こういう形で、今年度しますということで、教育委員会の方でも、決裁を取っているというふうに認識しております。

○委員長（乾裕君） 岡本副町長。

○説明員（岡本健司君） 今、永井議員の方から、平成 31 年度の入館料の担当者、これあの臨時職員さんですけど、その名前がございました。これにつきましては、平成 30 年度まで正職員が 3 名おりまして、平成 30 年度は正職が 3 名いまして、あと臨時職員が 5 名、8 名体制ということでやっていました。平成 31 年度につきましては、正職員が 2 名となりましたので、その穴埋めとして、通期雇用の臨時職員 1 名、これをプラスしたところでございます。その通年雇用の職員が、職員がしておりました、今まで、別前年までしておりました入館料管理、その担当ということはございましたが、これ美術館の方で聞いてみますと、実態としては、青井前館長が入館料の管理をしとったということですが、この事務分掌どおり、この会計年度任用職員が実態として、うまく機能しておれば、この横領事件というのは、少しは緩和できたのかなというふうに思っています。実態としまして、平成 31 年度、令和元年度ですけど、金額として 38 万円という少ない金額でしたので、ある程度この歯止めがかかっていたのかなというふうに私は思っております。ただこれが、次の年度で令和 2 年度になりますと、青井元館長が入館料の担当という形になっておりまして、まあこの辺が、さっき言われたように、教育委員会のチェックがかかっていなかったということだと思いますし、本人が、こういう見方はあまりよくないかもしれませんが、自分が入館料の担当ということで、横領という形がやりやすくなったというような認識を、私としては持っているところでございます。組織として、この辺を見過ごしてしまったという反省が非常にあるところでございます。

○委員長（乾裕君） 其山副委員長。

○副委員長（2 番 其山守美君） 関連しまして、青井前館長が令和 2 年から文書上で入館料の主担当ということになってますが、先ほどの教育委員会の教育長の権限に関する事務の一部を委任する規定の中では、その教育長から写真美術館の館長に、その歳入金の調定をすることは、委任事項としても上がってるわけですけども、調定をする担当者が、その入館料の主担当者であっていいのかなのかっていう辺りはいかなものか。よくわからないのでそのあたりを教えていただけたらと思います。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 調定に関しては決裁事項ですので、伺いをとっている。案を作って回していくんですけども、その最終決裁者が館長ということになります。収入については、美術館の場合は、自分で納めますけども、当然、他の方から振り込んでいただいたり、納めていただいたりすることもありますので、収入については、特に権限というのはなくて、権限で言えば、調定の決裁というのが館長の権限で、それを収入も同じ者がやってよかったかどうかというところについては、やはり結果としてはまずかったということになると思います。

○委員長（乾裕君） その他なにかございますでしょうか。
大床委員。

○委員（４番 大床桂介君） 同じところなんですけれども、出納に関するのを、一応、副担当ということで、会計年度任用職員の方がおられるわけですが、この方がどれぐらい出納に関して関わっていらっしゃったかってことを、もう一度、前回は教えていただいたかもしれませんが、もう一度教えていただけますでしょうか？

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 前回は少し現金の流れはご説明したところですけども、基本的には受付の方で入館料を現金で受け取りますので、その日が終わった段階で締めて、半券等でそれぞれの区分の料金を確認した上で、日計表を作成して、現金と日計表の合計について、館長の方に確認をしていただいて、納めるという形になりますので、入館からその日の現金の取り扱いについては、締める段階までは、会計年度任用職員の方が担当し、あとは館長の方で決裁を取って金庫に保管という形になりますので、そこからは館長の責任でやったということになると思います。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（4 番 大床桂介君） 少しは関わってたってということで、前回も質問しましたが、この会計年度任用職員の方が、おやっと思われたことがなかったかどうかというのを聞く必要があるかなとは思いますが、それは今までどうされてたかってことを教えていただけたらと思います。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 他の職員については、ちょっと前回もご説明しましたけど、まだ聞き取りの方行っておりません。ただ、警察の方にも告訴状等の相談もありましたので、タイミングの方も必要かなということで、ちょっとまだ聞いておりませんけども、ただ他の職員については、その日の現金とその日の合計については、当然確認をしているんですが、最終的にいくら金融機関に入金したかというのは、持って行った館長しかわかりませんので、そのことについては、ちょっと把握できなかったのではないかなというふうに考えております。

○委員長（乾裕君） その他、何かございますでしょうか。

永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 受付マニュアルっていうのは、最後に説明いただきましたけども、この中に売上金のまとめという記載が、説明がありましたけども、この売上金のまとめのやり方について、特に、このやり方が、いわゆる町の規則等に関連して適切であるという認識はありますか。

○委員長（乾裕君） 本庄教育次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） さっき、ご質問にあったのは、マニュアルの中にですね、4 番の中に売上金のまとめというのがございます。ここで日々の売上金を定期的にまとめるということで、まあここ 10 日前後となっておりますが、大体 5 日から 10 日程度だったというふ

うに把握しております。このやり方自体は、財務規則の方とはやり方が違ってまして、そぐわない形でやっていたということになります。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 財務規則とは違うということで認識していいかということではないですね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） このやり方について、私の方でも今回の案件が出るまで、実は把握しておりませんで、大変申し訳なかったと思っておりますが、財務規則上は、入金があった時点で調定を日々起こして、それを収入するというのが規則上の取り扱いですので、この取り扱いについては、ちょっと規則等には違反していたというふうな認識しております。

○委員長（乾裕君） その他、ございますでしょうか。
大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） 受付マニュアルの月末のものなんですけど、2 ページの④に館長の確認後、受付のファイルに保管と書いてあるんだけど、この受付のファイルっていうのは、館だけのファイルなのかそれとも、全体で見れるファイル、外部から見れるファイルなのか。ちょっと最初にその点教えてください。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） このファイルについては、紙ですのものだという認識でありますので、美術館の方で保管していたファイルということになります。

○委員長（乾裕君） 大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） このファイルには、館長の確認印と、会計年度任用職員さんの印鑑を押すような欄があると思うんだけど、館長が改ざんしたにしても、会計年度任用職員さんの印鑑がそこにはないといけんのかなと思うんだけど、会計任用職員の印鑑はそのファイルには載ってないといけない。会計年度任用職員の担当者のハンコとそれから館長のハンコが乗っておらないけんと思うんだけど、その改ざんしたっていうことは、館長が印鑑は自分で押せるけど、任用員のハンコっていうのは、またどういうふうな形で押したのかなっていうところあたりは、わかってますかね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 今ご質問にあるチケット集計表の出力については、月締めでチケットの枚数を確認して、担当者の判と館長の判がついたものを保管しておりますが、あの、結局、これはこれのまま紙ベースのまま残しておいて、館長が改ざんをしたのは、最終的に入金した現金について、データ上の月データと年度の年計の方を改善しておりますので、この紙ベースのファイルについては、特に改ざんをしていないということになります。ですので、今回発覚したのもこのデータではないですけども、自動車ロードサービスの会社の方に報告していた紙ベースのものが残っていた、その数字との差異があったので、発覚したということになりますので、このマニュアルの中で作っているファイルについては、館長は、特に改ざんしたというような形跡はございません。

○委員長（乾裕君） 大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） 普段は、だから外部には目にさらされないという状態なんですね。監査なんかで、こういったファイルっていうのは、出てこない書類だろうとは思いますが、このマニュアルに沿って、これがある程度添付書類として、なれば、外部の目にさらされることもあったかも知れないんだけど、このファイル自体は、館内での事務用というような取り扱い、これまではそうだったということによろしいですかね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） それで、そういう認識であります。

○委員長（乾裕君） 他に何かございます。

そうしますと、引き続き説明がありましたか。

そうしますと、続きましてですね（2）ですね、なぜ7年間発見できなかったのかについて、執行部側からの説明をお願いしたいと思います。ないですか。

これについて、質疑。

大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 10番目にあったと思いますが、教育委員会は、どのようにチェックしていたのかってということで、先ほどお答えが、チェックしてなかったというふうにあったんですが、普通は何か、これだけ巨額なお金の入金があるものに対して、もう何かチェックがなかったってのは、ちょっと不自然なような感じがちょっとしてどうしようもないんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 資料の方はございませんというお話をさせていただきましたし、チェックにつきましても、基本的には収入は館長の権限でさせていただいてましたので、教育委員会の方まで決裁が上がってこないということと、決算時に調定額に対して、収入がきちんと入っているかということは確認しますけども、その調定額はいくらであるとかってということまでを確認をしておらず、正しいものが上がっているという認識でしてしまっていましたので、特に途中でのチェックというのはしてありませんでした。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 規定の中に、何か重大な案件があった場合には調査をするというような言葉もあったと思うんですが、それをまた教育長の方にも報告するようなことがあったと思うんですが、やはりこれだけ金額が大きいってことは、それだけでちょっと異例な、

町の出納の中で異例なことなので、そのこと自体は重大なことというような気はするんですけど、その辺の何か考えとか。もし教育長とかでも、もしお答えできたら、ちょっとその辺のお考えとかはないかどうかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

○委員長（乾裕君） 橋本教育長。

○説明員（教育長 橋本康雄君） チェックテスト体制がですね、うまくできてなかったっていうのは、本当に反省すべきところで、今、今後のこれからの取り組みにですね、改善していくために、今、プロジェクトチーム等でですね検討していただいているところですが、当時の認識としてはそのような体制であったということで、本当に申し訳なく思っております。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） あともう一つ、チェックをするって言ったら、会計課の方で多分伝票とかが銀行から回ってくると思うんですが、前回もちょっとお話いただいたかもしれませんが、そこでやっぱやっぱりチェックあるいは審査ができたと思うんですけども、ここはなぜ気づけなかったのかっていうことを、またちょっともう一度説明していただけないでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 流れにつきましては、一度、年度初めに、予算額で一括調定をして、あとはもう入金をするだけという、ちょっと規則とは違うやり方をしておりましたけども、という形になりますんで、もう銀行の方に入金をしたものが、銀行から会計課の方に上がってくるということで、収入だけが上がってくる形になりますので、なかなかそこに、何か異常があったということを確認はしづらかったのかなというふうには思っております。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（４番 大床桂介君） 前館長の時には、もう定期的についていうか、頻回に銀行入金をして、その伝票がおそらく会計課にいったと思うんですが、前館長が代わられたときに、そういうふうに入金伝票の出方が少なくなったというのは、何かわかりそうな気がするんですけど、そういったところはチェックを働かないものなんでしょうか。

○委員長（乾裕君） 岡本副町長。

○説明員（副町長 岡本健司君） 結果的には働かなかったということだと思います。財務システムという形で管理しておりまして、この各課、室ごとという形で見える権限はあるという形でございますけど、今回の美術館につきましては、当然、美術館の職員、館長、副館長見れたのがですね、それから教育委員会の次長、教育長それと総務課の財政担当、あと会計課の職員、あと副町長、総務課長もですね、あと副町長、町長というのは、この流れを、もし見ようとすればですね、チェックしようとすれば見れた、財務会計上、見れたと思いますけど、残念ながらそのチェックが利かなかったということで、こういう事態になったということだと思っております。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（４番 大床桂介君） やっぱりそこが一番なんか重要なポイントのような感じでちょっとお聞きして、解釈いたしました。ありがとうございました。

○委員長（乾裕君） その他、ございますでしょうか。
永井委員。

○委員（１２番 永井欣也君） 今の組織のことで言うと、７年間チェック機能が働かなかったというような形になってしまっているわけですが、その教育委員会の中の組織命令系統については、本町の規則とかを見て、どういう形で教育委員会は、美術館に関して、どういう組織

だったいわゆる系統になってるのかっていうのは、わかりますか。説明していただけますか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 各館長でありますとか、権限につきましては、基本的には町長部局と同じレベルになるように作っております。ですんで、館長というのが町長部局で言いますと室長にあたりますので、室長の権限については、教育委員会の方でも、同じ館長の職については、室長と同じ権限となるように規定の方を作っておりますので、特に、町長部局教育委員会部局で何か違いがあるということはございません。ただ、教育委員会部局ですので教育委員会で別に規定を作る必要がありますので、作ってはございますが、基本的には同じ権限を有しているというふうに考えております。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） 伯耆町の教育委員会の事務局の組織規則というのがございますね。その中で、いわゆる美術館の位置づけといったものについては、どういう認識を持っておられますか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 資料を、一旦、見ていただきましたが、教育委員会のその美術館の取り扱いにつきましては、先ほど見ていただきましたように、教育長の権限に属する事務の一部を学校の教育機関の長に委任する規定というふうなもので規定しておりますので、教育委員会の中にある教育機関の一部をというふうな認識でございます。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 先ほど説明いただきました教育機関の長に委任するということで、この委任については、理解するところですけども、そもそも教育委員会の中で、この写真美術館は、どこについていきますか、いわゆる教育委員会の中に、事務局があつて総務学事室とか生涯学習室とか人権政策室とかあって、その中のどこに繋がってくる組織規則、命令系統になるわけですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 美術館、公民館もですけども、どこに繋がるということではなくて、事務局の中で、総務学事室、生涯学習室がありますけども、並列で美術館の方もあるという形でやっております。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 並列であるということについては、何か規則とか何かで、それは明示されてるんですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ちょっと今、例規を持ってきておらず、ちょっとすぐにお答えできませんので、確認をしてまたお答えしたいと思います。

○委員長（乾裕君） その他ございますか。
 埴田委員。

○委員（1 番 埴田信二君） まず一点、伺いたいんですけども、銀行への入金のスパンが前々館長と前館長と違っていたっていうことは、認識はされていますか。お聞かせください。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 当時、認識していたということですか。かなり間が空いて入金するようになったということは認識をしております。

○委員長（乾裕君） 埴田委員。

○委員（1 番 埴田信二君） その際ですね。会計課がそこにおかしいなと思って上司の方だったりだとか、その教育委員会の担当課に相談したことはこれまでありませんでしたか。会計課の方から。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 一つですね、令和 6 年度については、また見ていただけたらと思いますが、入金の方が 4 月から 12 月に入るまで、実はなかったということがございまして、そのときには会計課の方から私の方に連絡があつてですね、あまりにないんじゃないかということで、入金をさせたということがございます。

○委員長（乾裕君） 埴田委員。

○委員（1 番 埴田信二君） その他、今いらっしゃる方、3 名の方には無かったですか。相談等々は。

○委員長（乾裕君） 若林総務課長。

○説明員（総務課長 若林成人君） 私も次長のときがありましたけれども、そういったことは無かったですね。

○説明員（教育長 橋本康雄君） 私も、令和元年度から 3 年間、次長をしておりましたが、そういうことはありませんでした。

○説明員（副町長 岡本健司君） 私は、次長はしておりませんが、総務課長、副町長をしておりましたが、そういう話は聞いておりません。

○委員長（乾裕君） 杉本委員。

○委員（1番 杉本大介君） 埴田委員や大床委員に関連なんですけども、入金伝票のことについて、副町長のご説明からのチェックが働かなかったっていう話が、この全般の話なんですけど、チェックが働かなかったっていうのは、チェックをすることはできたんだけど、しなかった、でそのチェックのところまでがいわゆる業務としては、この義務的なものなのかどうか、それはお答えができますでしょうか。

○委員長（乾裕君） 若林総務課長。

○説明員（総務課長 若林成人君） チェックについてですけど、歳入については、これまでも説明してきておりますけども、権限が館長に渡っていたということで、言われましたけれども現金を取り扱えるとか、債務を取り扱うものが館長であって、決裁者も館長であった。これがまず、大きな問題だったと思います。それに、金額の大小に関わらずですね、権限がこれまで館長、室長級の管理職になりますけども、これに与えられてたっていうことも、大きな問題かなと思っております。チェック体制についてですけども、やはり歳入については、ちょっと繰り返しになりますけど、調定についても館長が起こしていました。館長から、もうそのまま会計課に、年度初めに一括調定をしてしまっていた。あと歳入については、随時入ってきたものを、事務的にですね、入金処理をしていたということですね。ですんで、財務規則に沿って現金収入が入った日、その日が入った日にその金額を調定し、入金していたのであれば、今回のようなことは起こっていなかったと思っていますし、これまで最終の年度末で、結果、年度初めに調定を起こして、年度間でずっと歳入が入ってきてました。最後に調整という、今回で言えば、年計を構ってたんですけども、それに合うように最終の調定変更を起こして、調定と収入が合わさっていた。ここに気づけなかったっていうのは、もう組織としての落ち度だと思っています。

○委員長（乾裕君） 杉田委員。

○委員（3番 杉田真也君） 先ほどから権限についての問題が出てきてますけども、私は権限以外じゃなくて、現金を扱う立場の運用としての任期が、前館長は7年間と非常に長かったと思うんですね。館長が変わってこの事件が発生して7年間というのは、一応区切りがついたと思ってます。もし、変わってなかったら、このまま何年間も7年以上、ずっとこういった事態が続いてたと思いますね。現金を預かったりする職員として7年間っていう、異動なしでさせたさせたって言ったらいけないですけど、そのまま7年間、長い期間を同じ部署に置いたっていうことについての認識をお伺いしたいと思います。

○委員長（乾裕君） 橋本教育長。

○説明員（教育長 橋本康雄君） これまでも町長等からも説明がありましたように、この7年間、同じ者が在任していたっていうのは、本当に属人化っていうことも含めてですね、十分な体制ではなかったというふうに反省しております。

○委員長（乾裕君） 杉田委員。

○委員（3番 杉田真也君） そうしますと、やっぱり7年間以下っていうのが、いい任期っていうか、もっと早めに、現金を扱うものとしては、不正なんかを防ぐために、例えば2年とか、そのスパンで変わっていくっていうのが適正な配置方法だと考えておられますか。

○委員長（乾裕君） 岡本副町長。

○説明員（副町長 岡本健司君） すいません途中抜けさせてもらったんですけど、今、その職員の配置、スパンの話はという形でよろしいでしょうか。

今回、青井は、7年間写真美術館にいましたが、その前の館長、前館長につきましては、6年間おりました、そのうち2年間は館長ということで、6年間のうち2年間は館長、4年間は副課長という立場でおりました。あの職員です名前を言ってもいいと思いますが、勝部武史と

いう職員でございます。その前の野坂博文というのは2年間、その前の森という職員は5年間、それからその前の野坂幸二という職員4年間ということで、大体概ね5年程度ぐらいが目安なのかなというふうに思っておりますが、職員の人事配置との関係で、今回、今までに無く、ちょっと長かったなという認識ではおるところでございます。

○委員長（乾裕君）　大床委員。

○委員（4番　大床桂介君）　関連した質問なんですけど、あの、おそらく1人の方を長くするっていうのは、前町長の考えだったように思うんですけども、前町長は、なぜその5年間とか6年間という長いスパンでジョブローテーションっていうんですかね、部署を変えるっていうような、お役所さんって2年とか3年で変わるっていうイメージが、僕はあのあったんですけど、意外と入ってうち、うちの課長さんって結構長く勤めておられるなという印象があるんですが、何か前町長の考えとかあれば、副町長はね、一緒にお仕事されてたので、どういう思いでいらっしゃったとか、何か考えがあったか、あれば教えてください。

○委員長（乾裕君）　岡本副町長。

○説明員（副町長　岡本健司君）　先ほど館長の期間を言ったんですけど、ずっと、この館長が入金の担当したわけではなくてですね、この入金料の担当をしたっていうのは、この青井の時代と、ずいぶん前になりますけど、野坂幸二というのが、これは管理職じゃなかった、おったことがありますして、これは財団という組織の時代だと思います。人が足りなくてということだったと思いますけど、そういうときに合わせてやっておりまして、あとも、館長のときには、職員がおりまして、その職員が通常は入館料の管理をしていたということで、私は認識をしております。上田議員もおられたことがあって、おそらくその上田議員もそういう入館料の担当をされたということだったと思います。長いスパンということでございますけど、青井はですね、パソコンとかですね、それから情報系とかですね、写真とかそういうことに非常に興味があって、職員の中でもそういうことに長けた人間だったということは私は感じております。どうしても専門性が高いといいますかですね、こういう写真美術館。どなたでもできるような職種、館長ができるようなところではないというふうに思いまして、適材適所ということだと

と思いますが、結果的には適材適所はなかったんですが、いろいろ仕事も専門化して、2年とか3年ではですね。なかなか仕事がうまく回らないといいますか、深掘りできないというか、そういうことがあるんじゃないかと思っております、5年とかですね、そういう程度で回す方が仕事の深みを増しですね、いい仕事ができるんじゃないかということで、このようなローテーションではなかったかなというふうに推測しているところでございます。

どうしても、小さい自治体ですので、そういう適材適所というのがですね、なかなかできないということもあって、そういう、ある程度こういうことに長けた人間っていうのは、大きな事業があったりとかですね、長くなる傾向はあるというふうに思っているところでございます。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 専門性をね、高い方に長く務めていただくっていうような考えはよくわかります。ただ、もし長く勤めるのであればやっぱりチェック体制をしっかりとかないといけなかったんだなっていうふうには思いました。

○委員長（乾裕君） その他、ございますか。

其山副委員長。

○副委員長（2番 其山守美君） 質問項目の15番に出しているんですけども、本件についての共犯者は存在しなかったでしょうか。

○委員長（乾裕君） 岡本副町長。

○説明員（副町長 岡本健司君） 私も、本人にこのことは確認させていただきました。退職した後だったんですけど、自分1人で単独でやったということで、本人が言いましたので、他に共犯者がいたということはないというふうに思っています。

○委員長（乾裕君） 其山副委員長。

○副委員長（2 番 其山守美君） 先ほど、本庄次長の方から、前館長には話は聞いたんだけど、その他の関係職員にはまだ話は聞いてないとおっしゃってましたけども、聞く予定があるのかどうか。あるいは、7 年間という長きに渡っていることでありますので、その間に内部告発とかそういうことはなかったんでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 内部告発についてはあれば当然発覚してるはずですので、無かったというふうに考えております。あと聞き取りについては、いろいろ聞き取る必要があることはあると思っておりますので、今後、必要があれば実施していくように考えております。

○委員長（乾裕君） その他ございますか。

埴田委員。

○委員（1 番 埴田信二君） ちょっと聞いてみたんですけども、管理される方々等いろいろと出席されてますけども、先ほど説明していただいた、日々だったり、月末等のマニュアルっていうのが、存在していたっていうのはご存知ですか。ご存知でしたか。美術館の。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） マニュアルという形で、すいません。実は、見たのは初めてだったんですが、会計年度任用職員さんの間ですとか、受付の中でマニュアルといいますか、引き継ぎといいますか、そういったものがあるということは認知をしていました。

○委員長（乾裕君） 埴田委員。

○委員（1 番 埴田信二君） ということは、財務規則に反しているマニュアルを使っていたということもわからなかったということですか。そういう書き方がされていますけど。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） マニュアルにどう書いてあったかは、すいません、確認はできてなかったんですけども、財務規則に反するやり方で入金をしていたというのは認識をしておりました。

○委員長（乾裕君） その他ございますか。

はい、そうしますと、続きましてですね、(3) 番の決算資料の改ざんについて、特に質問がございましたらお願いします。

ございませんか。

大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） 決算ということなんですけど、予算があって決算なんですけど、予算の編成時に入館者数の見込みとかいうのは、館長とかに聞き取りとか、そういったことの行為はあるもんなんでしょう。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 予算要求をする段階で、大体どの程度見込むかというのは相談をして決めておりました。実際、コロナ以降、徐々に入館者は上がっているという認識でしたので、前年度決算から何割程度というか、何パーセントぐらいにしようかというような相談はしておりました。

○委員長（乾裕君） 大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） ということは、決算、つまり改ざんした数字で、それを見て、上下をちょっとそう話し合いながら、入館者数はこんなもんだろうというところの流れですね、そしたら。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） おっしゃる通り、改ざんされた決算資料をもとに、翌年度の入金の予算の方は検討しておりました。

○委員長（乾裕君） 大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） その時点のやり取りで、というところがどこまであれかわかりませんが、何かやり取りで記憶に残るようなやり取りとかあったもんなんですか。

○委員長（乾裕君） 橋本教育長。

○説明員（教育長 橋本康雄君） 改ざんした数字を元に次の年のということでしたが、ちょうどコロナ禍ですね、ぐっと入館者数が減った状況でした。これは平常時であればですね、3,000 人、2,000 人減っていればですね、館長に、これどういうことって、いうふうに聞き取りができたと思うんです。実際、イベント毎によってですね、年度の入館者数を大きく変わってきていますので、そういった状況を聞いたりはしていました。そういう中で、入館者がぐっと令和元年度末のころですね、閉館した時期もありましたので、減っている状況。そこからどれぐらいプラスに転じているのかっていうことを見ていく中で、その差の異変ですね、これなかなか気づきにくかったっていうのが現状でございます。

○委員長（乾裕君） 若林総務課長。

○説明員（総務課長 若林成人君） 予算編成に当たっては、もちろん教育委員会事務局の方でも、先ほど言いましたように、入館者数だとか。年間のものを出してもらって、チェックはしておりますし、それを総務課の方に提出していただいて、財政の方も確認をしております。確認事項としましては、これまでの入館料ですとか、入館者数を日々、年ごとに出していただいていますので、今どういう状況なのかっていうのは確認はしました。ただ、それ以上の確認、月計表を求めるだとか、そういったことまではしていませんでしたので、やはり、教育長

さんが言われた通り、コロナ禍であったということと、コロナ禍が開けて、どれぐらい伸びているのか、その状況は確認したことがあります。ただ、それ以上の確認はしていなかったということです。

○委員長（乾裕君） その他、何かございますか。

特に聞き逃した点っていうのはございますかね。なければ今日のところは閉めていきたいと思いますが。

永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 今日聞き逃したというよりも、前回の分も含めて、聞かせていただければいいですか。前回見せていただいた入館者数とか入館料の年度ごとの表を見せていただいたんですけども、中で改ざん前と改ざん後というような年度ごとの表がありましたですね。あれの中で、项目的に観光券の手数料という欄があって、説明いただいたかもしれませんが、これについては、どういう、そのいわゆる現金のやり取りっていう形で、この表の中に落とされているわけですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） これの中の右から 3 番目になりますが、その他割引額、前売り券差額となります。これについては、例えば障害者割引ですとか、そういった各種の割引があるんですけども、そういったものを、日々、日計の中で、このくらい割引だということでマイナス計上をして、その日の現金と合わせておりましたので、その積み上げがここに出てくるという形になっております。あの改ざんについては、割引を、要はたくさん割引したことにして、入館料を少なく見せるようにしていたという形になっております。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） ということであれば、今の割引額を、当初、改ざん前の金額と比べると多くして、その差額がいわゆる横領した額であろうとこういう形の計算の仕方、そう

いうふうに思うんですけども、これは計算上出てきたものであって、ここに当てはめてあるのが、明らかに本人が、これは当人がですね、前館長の方が、この割引が増額してみせているという立証というのはあったんですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） これについても、改ざん前というのは、結局、日計表の積み上げで作っております。改ざん後については、館長が、基本的に、改ざんした後のデータが残っておりますので、そちらの方の数字を載せております。ここに差額があつて、館長の方にも、どこで変えたんですか、という話は少し確認をしております、入館者数と割引料だということでしたので、二つの結局月計表、紙で残ってる月計表と改ざんされて残ってる月計表ございまして、もうそこでどこで変えてあるというのは、見ればわかる形になってますので、両方を比較すると明らかに違ってますので、そこで改ざんしたというふうに、こちらの方では考えております。

○委員長（乾裕君） その他。
大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 前回、ちょっと話があったと思うんですが、町内在住の方が利用するときは、お金がかからないということで、実際に入った方を町内の方と偽って処理すると、また、何ていうそれが横領になるんだと思うんですが、そういったことはもう、なかったかどうかともう1回ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 今、通知しております表の中にですね、会員等無料入館者数という欄もございまして、町民さんの無料につきましては、こちらの方でカウントしております。右からでいきますと、5番目になりますけども、こちらの方で、町民の方の無料が入っていた分についてはカウントしてまして、この数字については7年間改ざんがありません。

んでしたので、その点はなかったかなというふうに考えております。あればこの数字を増やして、そういう調整はあったんじゃないかと思いますが、ここはまったく差異はございませんでしたので、そこで調整はしていないんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（4 番 大床桂介君） この数字と入館者数が必ず一致してるっていうのは、どういった理由で、そういうのは思ってたんでしょう。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 仮に、受付の人が、町民無料だつていうことで処理してしまえば、確かに可能性はございますけども、今回は、前館長の単独で、本人も行ったと言っておりますんで、そうしますと、館長が操作できる部分ではございませんので、人数を操作するんであれば、ここも変えることになりますが、変わってませんので、そこについてはなかったというふうに考えております。

○委員長（乾裕君） その他、何かございますか。

永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 今回の、本日のですね、説明員の出席要求についてなされてるわけですけども、その中で、まだ、今日はこれだけの資料を提出しましたというのがあって、内部管理関係があったと思うんですが、他の提出を求めた書類についての説明というのは、今日はない。次回と理解していいですか。

○委員長（乾裕君） はい。

その他ございますか。

特にないようですので、本日の会は以上としたいと思います。

3 番の今後の日程でございます。次回は、11 月の 5 日木曜日、午後 1 時からとなります。

よろしくお願いいたします。

次回の調査の視点としては、百条委員会についての4番5番についての質疑を中心に行いたい
と思っております。

説明員につきましては、引き続き、副町長、岡本副町長、橋本教育長、若林総務課長、そして
本庄教育次長、4人の方に来ていただいて、ご説明並びに質疑にご答弁いただきたいと思います
と思っております。

(4) 番のその他でございますけれども、何かございますか。

今、述べましたことにつきまして、ご異議はございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また改めてよろしくお願いいたします。

その他について何か。

そうしますと、本日の会はここまでといたします。閉会といたします。大変お疲れ様でした。

(午前9時58分閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

植田正治写真美術館公金横領事件

調査特別委員会 委員長 乾 裕